

## 家族経営協定書

(目的)

第1条 この協定書は、甲\_\_\_\_\_乙\_\_\_\_\_丙\_\_\_\_\_  
丁\_\_\_\_\_が、相互に責任ある経営への参加を通じて、近代的な  
農業経営を確立するとともに、健康で明るい家庭の建設を目的とする。

(経営計画の策定)

第2条 甲、乙、丙、丁は協議の上、今後の資金計画、作付け計画、施設の導  
入、就業条件の改善、生活等を内容とする農業経営計画及び、毎年の具  
体的ルールを内容とする計画を協議し、作成する。

(経営の役割分担)

第3条 経営の役割分担として、経営の全般を甲及び丙が、出荷準備を乙及び  
丁が担当する。

(収益の分配)

第4条 農業経営から生じた収益について、下記の額を毎月\_\_\_\_日に乙、丙、  
丁の個人名義の口座へ振り込むものとする。  
乙\_\_\_\_万円、丙\_\_\_\_万円、丁\_\_\_\_万円  
また、収益が予想以上あった場合には、賞与として甲、乙、丙、丁で協  
議の上、定めた額を臨時的に振り込むものとする。

(就業条件)

第5条 就業条件は次のとおりとする。

- (1) 1日の労働時間は、甲、乙及び丙は\_\_時間、丁は\_\_時間を原則とし、  
農作業の繁忙により、甲、乙、丙、丁で協議の上、延長又は短縮する。
- (2) 休日は、甲、乙、丙、丁各々につき原則として月\_\_日とするが、農作  
業の繁忙や健康状態、その他の事情等を考慮して、甲、乙、丙、丁で協  
議の上、変更ができるものとする。  
また、正月、盆等の休日については、甲、乙、丙、丁で協議の上、定  
めるものとする。

(将来の経営移譲)

第6条 甲及び乙が有する経営権及び経営用資産の移譲については、将来、甲  
及び乙の合意に基づき行うものとする。

(その他)

第7条 この協定書に定めのない事項で、決定すべき事項が生じた場合には、  
その都度、甲、乙、丙、丁で協議の上決定する。

(附則)

- 1 この協定書は、令和 年 月 日より実施する。
- 2 この協定書の有効期限は、実施日より\_\_年間とし、当事者から申出がない限り自動的に更新されるものとする。
- 3 この協定書の成立を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙、丁記名押印のうえ各自で1通保有する。

令和 年 月 日

住所\_\_\_\_\_

氏名 甲\_\_\_\_\_⑩

乙\_\_\_\_\_⑩

丙\_\_\_\_\_⑩

丁\_\_\_\_\_⑩